

草加市立病院の診療報酬に関する報道について

☎市立病院患者相談室 ☎946-2200 ☎946-2211

この度は、婦人科系悪性腫瘍患者様に対して行っていた腹腔鏡下手術に関する報道で、大変なご心配をおかけしまして心からお詫び申し上げます。現在、患者・家族の皆様には誠意をもって、また、納得のいくご説明ができるよう国や埼玉県とも相談しながら、一つひとつの事柄を確認させていただいております。

頂戴いたしました様々ご意見等につきましては真摯に受け止め、調査をすすめてまいりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

草加市病院事業管理者 高元 俊彦

この度は、患者様、関係者様をはじめ、市民の皆様には不安と動揺を与える事態となったことを深くお詫びいたします。市としましても大変遺憾であり、病院運営の責任者である事業管理者へ早急な対応を指示したところです。今後も、皆様の不安が一刻も早く解消され、安心して医療を受けられるよう環境づくりに取り組んでまいります。

草加市長 田中 和明

不正取得による権利侵害防止 住民票等の本人通知登録を

☎市民課 ☎922-1526 ☎920-1501

第三者からの請求で本籍入りの住民票等を交付した場合に、住民票等に記載されている本人に交付事実を通知する「本人通知制度」を実施しています。

草加市の住民基本台帳、草加市が編製した戸籍、戸籍の附票に記載されている人が対象。登録を希望する人は市民課または各サービスセンターに本人確認できる書類（運転免許証・保険証等）を持参し申し込んでください。なお、本人以外による申し込みは同世帯の家族でも委任状が必要となります。

- 郵送での登録…①市ホームページから「草加市本人通知制度事前登録申込書」を入手し必要事項を記入（連絡先は昼間連絡ができる電話番号に）
- ②登録者の本人確認ができる書類（運転免許証・保険証等）のコピーを用意
- ③封筒に①と②のコピーを同封し〒340-8550市民課へ。詳細は市ホームページで確認を

ひとり親家庭のお母さん、お父さんの資格取得を応援します

◎高等職業訓練促進給付金

◎自立支援教育訓練給付金

☎子育て支援課 ☎922-1476 ☎922-3274

ひとり親家庭の親を対象に、キャリアアップのための資格取得費用の補助や長期にわたる資格取得の修学中の給付金制度があります。受給するには、事前審査があります。

高等職業訓練促進給付金

ひとり親家庭等の親が看護師、保育士、社会福祉士、介護福祉士、歯科衛生士、調理師など就労に結びつきやすい資格を取得する際に、就学中の生活費等の一部を支給します。

1年以上の課程を修了し、その資格取得が見込まれることが条件。就労しながら資格取得を目指す場合は通信制も対象になります。

また、入学金等の修学準備費用は、埼玉県事業で50万円を限度とした貸し付け（連帯保証人がいる場合は無利子、条件により返済免除）があります。

■対象者 次のすべてを満たす人

- ①ひとり親家庭等の親で児童扶養手当を受給している、または同等の所得水準にある
- ②求職者支援制度における職業訓練受講給付金、雇用保険法の教育訓練支援給付金等を受けていない
- ③過去に高等職業訓練促進給付金の交付を受けたことがない

■支給額（月額） ①非課税世帯10万円 ②課税世帯7万500円

■支給期間

3年を限度に修業する全期間

自立支援教育訓練給付金

医療事務、介護職員初任者研修など、雇用保険制度の指定教育訓練講座を受講した人に、費用の一部を支給します。

申請前にハローワークに一般教育訓練給付の受給資格を確認することが必要です。

対象講座は厚生労働省のホームページで検索することができます。

■対象者 次のすべてを満たす人

- ①ひとり親家庭等の親で児童扶養手当を受給している、または同等の所得水準にある
- ②訓練を受けることが就職やキャリアアップに必要と認められる
- ③過去に自立支援教育訓練給付金の支給を受けたことがない

■支給額

受講費用の60%（上限20万円。受講費用は2万円超であることが条件。雇用訓練給付の受給資格がある場合は差額支給）

子どもの様子が気になったら教育支援室へ

☎教育支援室へ。 ☎933-7591 ☎933-7590

子どもの発達や学校生活の様子について、気になることがあれば相談してください。

いずれも予約制。秘密厳守。安心して相談を。

■在学児童・生徒の教育相談・発達相談

小・中学生の学校生活や家庭生活等での心配事、発達の様子や日常生活の様子等の相談

■ことば（きこえ）の相談

平成31年4月小学校入学予定児の相談。発音の誤りや言葉の繰り返し等に関する相談

■就学予定児の就学相談

主に平成31年4月小学校入学予定児の小学校入学に向けての相談 特別支援学級や特別支援学校への就学を考えている人は、早めに相談を。

■不登校等の教育相談

小・中学生に関する相談

■いじめ等の悩み相談（指導課につながります）

フリーダイヤル ☎0120-384783

就学に必要な経費の一部を援助します

☎学務課 ☎922-2674 ☎928-1178

経済的な理由で就学が困難な市内小・中学校に在学している児童・生徒の保護者に、学用品の購入・校外活動や修学旅行への参加・学校給食・医療（病名限定）などに必要な費用の一部を援助します。

■対象 平成29・30年度に次のいずれかの措置を受けた人。

- 生活保護の停止または廃止
- 児童扶養手当の支給（児童手当ではありません）
- 世帯所得により必要と認められた人

☎学校で配布される申請書に記入し、措置を受けている証明書の写しを添えて各学校へ。

平成29年度に援助を受け、同30年度に引き続き援助が必要な人も申請が必要です。

きたうら保育園・あずま保育園の一時保育を 休止します

☎保育課 ☎922-1491 ☎922-3274

きたうら保育園・あずま保育園で実施している一時保育は、4月から当分の間、休止いたします。ご理解ご協力をお願いします。